

# **蛎瀬地域津波避難行動計画**

**平成 26 年 8 月  
(平成 29 年 4 月修正)  
(令和 5 年 4 月修正)**

**蛎瀬地区自主防災会**

## はじめに

南海トラフ巨大地震は、地震調査研究推進本部（文部科学省の特別機関）によると、今後南海トラフを領域としてM 8～M 9クラスの地震が30年以内に発生する確率は70～80%とされており、激しい揺れによる被害のほか、直後に襲ってくる津波により甚大な被害が発生することが懸念されています。

県が平成25年2月に公表した大分県津波浸水予測調査報告によると、中津市における最大津波高は犬丸川河口で2.91m（南海トラフ巨大地震）、最短の津波到達時間は小祝新町で65分（周防灘断層地震）、同年3月に公表した大分県地震津波被害想定調査報告では、津波による死者数（冬5時）は最大で8名というものでした。

その一方で、地震発生後地域の皆さんが迅速に避難し、呼びかけ等が有効に行われた場合は、津波による死者数は軽減されることも報告されています。

このため、蛎瀬地域では、津波被害から命を守るため、地域の皆さん一人ひとりが「津波から逃げる」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達するまでに迅速かつ安全に避難することを目的に「地域津波避難行動計画」を作成します。

## この計画の使い方

この計画では、中津市防災マップに基づいて、各地域の津波避難対象地域を設定し、避難先や避難経路を示すことで、どこに住む人々がどこに避難すればよいかを提示しています。

また、避難時の留意点や心得、いざという時のために備えるべき非常持出品のリストや被災した場合の家族との連絡方法なども掲載していますので、事前に読み、いざという時の対応方法を家族と話し合っておきましょう。

## 1 避難対象地域

津波から避難が必要な地域は次のとおりです。

地域名	自主防災組織名	対象世帯数	対象人口
東蛎瀬町	東西蛎瀬町自主防災会	266世帯	466人
西蛎瀬町		69世帯	138人

## 2 津波到達予測時間

津波到達予測時間は、「平成24年度大分県津波浸水予測調査報告」を参考に次のとおりとします。

	震度	最大津波高	津波到達時間	備考
南海トラフ	5弱	2.91m	200分	
別府湾	5強	2.58m	186分	
周防灘	6弱	2.28m	65分	

## 3 避難目標地点、津波避難ビル等

地域の避難目標地点、津波避難ビル等は次のとおりです。津波の発生状況によっては、より高い場所への移動等に努めて下さい。

### (1) 避難目標地点

津波注意報等が発表された場合、次の地点を目標に迅速に避難します。

**【県道213号線より南側（三光側）】へ避難**

### (2) 指定緊急避難場所、津波避難ビル等

津波到達予測時間内に、避難目標地点まで辿り着くことが困難な場合、緊急に避難できる場所は次のとおりです。

#### **【指定緊急避難場所】**

指定緊急避難場所名	所在	海拔
北部小学校 (特別教室棟3階音楽室)	中津市666(山ノ下)	3.0m

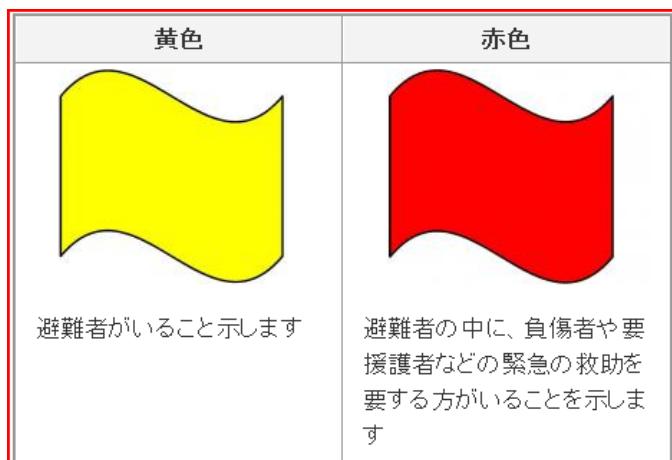
## 【津波避難ビル】

避難対象地域名	施設名	避難可能場所	階数	避難可能人員
北部	ゆめタウン中津	立体駐車場3階以上部分	4	12,500人
北部	グランプラザ中津ホテル	屋上、3階以上の廊下	9	411人
北部	ビジネスホテルナカツ	屋上、3階以上の廊下	10	176人
北部	スーパーホテル大分・中津駅前	3階以上の廊下	10	134人
北部・南部	中津サンライズホテル 〈新館〉	屋上、3階以上の廊下	7	164人
南部	NTT中津ビル	屋上、3階以上の廊下	3	200人
北部	中津支援学校	音楽室	3	68人
豊田	東横イン大分中津駅前	3階以上廊下	13	203人
豊田	ホテルルートイン中津駅前	3階以上の廊下	10	289人

### (3) 避難者情報に関するサイン

避難先との通信が途絶して孤立するなどの場合を想定し、「避難先に救助を求める避難者がいないか」、「その中に重傷者等がいないか」を防災ヘリ等で把握し、的確な対応を行うため、避難者情報に関するサインを次のとおり統一しています。

#### ア. サインの色



#### イ. サインの大きさ

おおむね2m×2mです。

#### ウ. 掲示方法

防災ヘリ等が上空から確認できるよう、避難所の屋上や広場などに広げて掲示する方法とします。

## 4 避難経路

避難経路については、主要道路を中心に県道213号線より南側（三光側）の高い場所へ避難を行ってください。

## 5 指定避難所

津波等の差し迫った危険性がなくなった後、地域の皆さんが出家の倒壊やライフラインが使用できない等の場合の指定避難所は次のとおりです。

避難対象地域名	施設名	避難可能場所	避難可能人員
北部	北部公民館	施設内	119人
	北部小学校	校舎・体育館	529人
	北部幼稚園	園内	137人
	中津支援学校	校舎・体育館	2,750人
	米山老人憩の家	施設内	92人
	新大塚老人憩の家	施設内	67人
南部・北部	豊田公民館	施設内	132人
	豊田小学校	校舎・体育館	761人
	中津体育センター	体育館	561人
	東九州龍谷高等学校	校舎・体育館	3,000人
	中津南高等学校	校舎・体育館	5,500人

### ※福祉避難所

般の避難所では、避難生活に支障がある避難行動要支援者の避難所は、次のとおりです。市が避難者の状況を把握した上で、市の公共施設又は協定を締結している民間施設のいずれかを開設します。

施設名	住所	避難可能人数	指定福祉避難所への指定
新博多町交流センター	中津市1524番地	10人	○
なかつ情報プラザ	中津市大字下池永83番地1	21人	○
中津市教育福祉センター	中津市沖代1丁目1番11号	26人	○
中津市鶴居コミュニティーセンター	中津市相原3740番地1	6人	○
中津市鶴居文化センター	中津市大字高瀬1042番地	6人	○
養護老人ホーム 中津市豊寿園	中津市大字永添2606番地20	17人	○

中津市大幡コミュニティーセンター	中津市大字大貞371番地403	3人	○
中津市三保交流センター	中津市福島1893番地	10人	○
中津市三光コミュニティーセンター	中津市三光成恒421番地1	18人	○
中津市本耶馬渓公民館	中津市本耶馬渓町曾木1800番地	6人	○
中津市特別養護老人ホーム やすらぎ荘	中津市耶馬渓町大字樋山路1番地1	5人	○
中津市山国町高齢者生活福祉センター	中津市山国町守実 57-1	4人	○
いづみの園	中津市大字永添2744番地	50人	
創生園	中津市大字上宮永298番地1	216人	
むくの木	中津市大字上宮永348番地	70人	
なのみ	中津市大字宮夫14番地1	10人	
三光園	中津市大字永添919番地	7人	
悠久の里	中津市大字永添945番地	35人	
清浄園	中津市大字大貞383番地	70人	
聖ヨゼフ寮	中津市大字永添2646番地4	62人	
修光園	中津市三光森山775番地3	6人	
つくし園・すぎな園	中津市三光森山823番地2	80人	
望箭荘	中津市三光森山851番地	50人	
望箭荘やまくに	中津市山国町守実77番地1	10人	
さつき苑	中津市三光土田1243番地4	178人	
ややま園如水	中津市大字上如水763番地1	100人	
大分県立中津支援学校	中津市大塚1番地	15人	
小楠コミュニティーセンター	中津市大字一ツ松 251 番地	13人	○
今津コミュニティーセンター	中津市大字植野 1972 番地 1	9人	○
さ蕨	中津市大字植野 241 番地 1	10人	
サテライト型 悠久の里	中津市大字上如水字野田 1824 番地 5	20人	
如水コミュニティーセンター	中津市大字合馬 479 番地 1	9人	○
中津市山国社会福祉センター	中津市山国町守実 89 番地 1	11人	○
有料老人ホーム 洞門の郷	中津市本耶馬渓町樋田 182 番地 5	23人	
中津市村上記念童心館	中津市1380番地1	7人	○
和田コミュニティーセンター	中津市大字定留1929番地	13人	○

禅海スポーツセンター (体育館)	中津市本耶馬渓町曾木 1800 番地	102人	○
中津市総合体育館(ダイ ハツ九州アリーナ)	大分県中津市大貞377-1	230人	○

## 6 災害時要配慮者(避難行動要支援者)への配慮

---

- (1) 災害時要配慮者(避難行動要支援者)については、日頃から家族や支援者、市町村、自主防災組織、地区の民生委員や社会福祉協議会などと連携して、日頃からその状況を把握し、近隣の者が協力して避難支援ができる体制を整えておきましょう。
- (2) 市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた方には、秘密保持義務が課せられます。要支援者の心身の機能に関する情報や疾病その他健康に関する情報の他、避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境や国籍、門地、信条等を他に漏らしてはいけません。
- (3) 原則として徒步により避難しますが、災害時要配慮者(避難行動要支援者)を車で避難させる場合は、地区での話し合いにより優先車両をあらかじめ決めておきましょう。
- (4) 災害時要配慮者(避難行動要支援者)が災害に備えて自らできることは次のとおりです。
- ・ 氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ病院、服薬中の薬、装具等を記載した防災(情報)カードの携帯
  - ・ 障がい等に応じた必要品の準備
  - ・ 地域行事への参加など地域との積極的な交流
  - ・ 自主防災組織や隣近所の方に、災害発生時の援助などをあらかじめ依頼
  - ・ 消防、病院、社会福祉施設、社会福祉協議会、自治委員、民生委員など援助をお願いする人の連絡先を確認し、メモをしておく
  - ・ 避難訓練への積極的な参加

## 7 避難訓練

---

避難訓練は、地域全員参加により、次のとおり実施します。

訓練日	訓練内容	備考
県民アクションデー(6月又 は11月)に併せて実施	昼間を想定した災害時要配慮者(避難行動要 支援者)に配慮した避難訓練 (平日・休日・夜間のパターン等で実施)	

## 8 地震から身を守るための留意点

(1) 地震発生後は、まず揺れによる被害から身を守りましょう。

- ・屋内では、テーブルや机の下に身を隠し、あわてて外に飛び出さないようにします。
- ・屋外では、ブロック塀や自動販売機など倒れそうなものから離れます。
- ・持ち物などを利用し、ガラスなどの落下物から頭を守ります。

(2) 揺れがおさまったら出口を確保し、火の元を確認しましょう。

- ・家具などの下敷きになりケガをしないよう、また家具が倒れて出口をふさがないよう、日頃から家具をしっかりと固定するとともに、家具の配置などに気をつけましょう。
- ・余裕があれば、ガスの元栓を締め、ブレーカーを切りましょう。
- ・出火に備えて、消火器を常備しておきましょう。

## 9 津波避難の心得

(1) 強い揺れや長時間のゆっくりとした地震を感じたら、警報や避難放送を待たずに直ちに避難しましょう。

(2) 地震を感じなくとも、津波注意報、警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れて、速やかに避難しましょう。

- ・津波は引き波で始まるとは限りません。体で感じるゆれや注意報や警報の発表などによって避難するかどうかを判断して下さい。

(3) あらゆる手段を利用して情報を入手しましょう。

- ・注意報や警報の発表は、携帯メール、テレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる手段から情報を入手できるよう日頃から心がけておいて下さい。
- ・携帯電話やパソコンにメールで届く防災情報は、どこにいても受信でき、緊急時の避難行動にすぐに活かすことができます。市が配信する「なかつメール」に積極的に登録して下さい。

(4) 津波の進入方向に避難してはいけません。

(5) 川や水路に近づいてはいけません。津波は川や水路もさかのぼってきます。

(6) 津波注意報や警報の解除が発表されるなど、安全が確認されるまでは、避難を継続して、独自の判断で戻ってはいけません。津波は繰り返し襲ってきます。また、

第1波が最大であるとは限りません。

(7) 津波浸水予測調査報告で浸水範囲になっていないから必ず津波が来ないとは限りません。常に状況把握に努め、より安全な場所に移動することを考えて下さい。

- ・湾の奥や岬の先端では、津波が極端に高くなることがあります。また想定を越える地震の場合、浸水範囲が予想よりも広がる可能性があります。

## 10 日頃からできること

---

(1) 避難先や避難経路を日頃から確認しておきましょう。

(2) 非常用持出品を用意しておきましょう。

### 【非常用持出品の例】

水、食料、懐中電灯、携帯電話、眼鏡、補聴器、入れ歯、常備薬、携帯ラジオ、乾電池、運動靴、現金（小銭が重宝）、貴重品、下着・上着など

※まずは逃げることが最優先ですので、必要最小限のものとしましょう。

(3) 家族が離ればなれになった時の連絡方法を事前に話し合い、決めておきましょう。

- ・NTT災害用伝言ダイヤル 171、携帯電話「災害用伝言板」
- ・遠隔地の親せきに互いに連絡を入れる 等

## 11 避難情報

---

(1) 情報伝達方法

- ・避難指示は、サイレン、防災スピーカー、携帯メール、FMラジオ、広報車等あらゆる手段により周知されます。

(2) 災害時のサイレン音

・「避難指示」が発令されたときには、避難のアナウンスに加え、サイレンが鳴ります。サイレン音（約1分）⇒約5秒休止⇒サイレン音（約1分）

- ・サイレン音を聞いたら市等の指示に従って、指定された避難所へ避難するなどの避難行動を直ちにとって下さい。

・「大津波警報」が発表されたとき

サイレン音（約3秒）⇒約2秒休止×3回

・「津波警報」が発表されたとき

サイレン音（約5秒）⇒約6秒休止×2回

- ・「津波注意報」が発表されたとき  
サイレン音（約10秒） ⇒ 約2秒休止 × 2回

(参考) 避難指示の発令時の状況と住民に求める行動

発令時の状況	気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に津波警報、または大津波警報を発表し、大規模な災害が予想されるとき。
住民に求める行動	住民は、全員ただちに避難目標地点への避難を開始する。 なお、津波到達予測時間内に、避難目標地点まで辿り着くことが困難な場合は、近隣の指定緊急避難場合、または津波避難ビルへの避難を行うなど、自らの命を守る最低限の行動を行う。